

平成 28 年 3 月 25 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

米国プルデンシャル規制に伴う在米子会社等の資本異動について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 平野 信行、以下 MUFG）は、その子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀行（頭取 平野 信行、以下 BTMU）の在米子会社である米国金融持株会社 MUFG Americas Holdings Corporation（以下 MUAH）を米国プルデンシャル規制（以下 EPS 規制）で設置が求められている米国中間持株会社とし、関係当局からの認可取得ならびに本邦および在米子会社等での決定を前提に、BTMU、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 若林 辰雄、以下 MUTB）および三菱 UFJ 証券ホールディングス株式会社（取締役社長 長岡 孝、以下 MUSHD）の在米子会社等を MUAH 傘下へ資本異動することを決定いたしました。

記

1. 資本異動の内容

(1) 平成 28 年 7 月 1 日付で、在米子会社等の資本異動を以下のとおり実施する予定です。

MUAH 傘下へ資本異動する在米子会社等	異動前の議決権所有割合	異動後の議決権所有割合
BTMU Capital Corporation BTMU Securities, Inc. MUFG Americas Capital Company	BTMU 100%	MUAH (*1) 100%
Morgan Stanley MUFG Loan Partners, LLC	BTMU 50% Morgan Stanley 50%	MUAH (*1) 50% Morgan Stanley 50%
MUFG Fund Services (USA) LLC (*2)	MUTB (*3) 100%	MUAH (*4) 100%
Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. (*5)	MUSHD 100%	MUAH (*4) 100%

(*1) BTMU は、MUAH(傘下の子会社等を含む)以外の在米子会社等の株式および持分を MUAH に現物出資し、その対価として MUAH の株式を取得する予定です。

(*2) 本件資本異動に先立ち、MUFG Fund Services (USA) LLC を存続会社とし、MUFG Fund Services (US) Inc. および Davis Meridian Fund Services Inc. を消滅会社とする吸収合併により、当該 3 社を統合する予定です。

(*3) 本日現在、MUTB は Mitsubishi UFJ Fund Services Holdings Limited（所在地：英領バミューダ）を通じて保有しております。

(*4) MUFG は、MUTB および MUSHD から MUFG Fund Services (USA) LLC および Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. の株式及び持分を現物配当により受領したうえで、当該株式および持分を MUAH に現物出資し、その対価として MUAH の株式を取得する予定です。

(*5) 平成 28 年 7 月 1 日付で MUFG Securities Americas Inc. への商号変更を実施する旨を別途公表しております。

(2) 本件資本異動に伴い、MUAH の株主構成は、以下のとおり変更となる見込みです。

異動前の議決権所有割合	異動後の議決権所有割合
BTMU 100%	MUFG 3.8% BTMU 96.2%

2. EPS 規制の概要

平成 26 年 2 月に米国当局より公表された EPS 規制の最終ルールでは、連結総資産および米国内総資産（米国内支店の資産を除く）のいずれも 500 億米ドル以上である米国外の金融機関は、平成 28 年 7 月 1 日までに全ての在米子会社等を傘下に置く中間持株会社（Intermediate Holding Company、以下 IHC）を設置したうえで、IHC 連結自己資本計画の提出や流動性を含

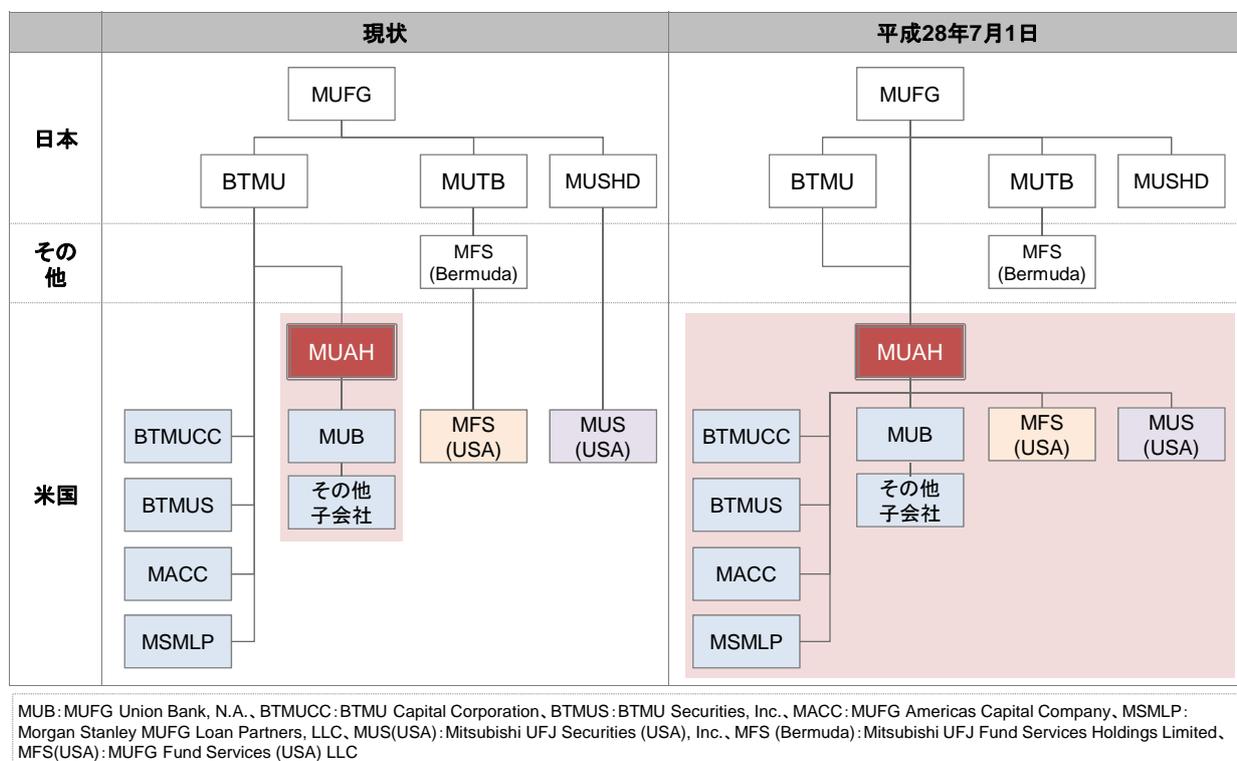
む各種リスク管理等の規制の適用を受けることになります。MUFG は、本件資本異動を実施し、EPS 規制を遵守いたします。

3. 今後の見通し

本件資本異動に伴う MUFG の連結業績への影響は軽微であり、また各社のお客さまに対する商品、サービスの提供体制に変更はありません。米国においてグループ各社の連携を更に深め、これまで以上にお客さまのグローバルな金融ニーズにお応えすることで、MUFG のプレゼンス向上をめざしてまいります。

以上

【ご参考】 在米子会社等の出資構成の変更



【上記以外の在米子会社について】EPS規制では、MUAH及びその傘下子会社を除く在米子会社総資産合計(平成27年6月30日時点)の90%以上を、規制遵守期限までにMUAH傘下へ資本異動させる必要がある一方、残る10%以下については、資本異動期限が平成29年7月1日まで猶予されております。